

複数年度にわたる業務委託契約へのスライド条項 (賃金水準の変動を反映した契約金額の変更) 適用の手引

本手引は、複数年度にわたる業務委託契約において、賃金水準の変動があった場合のスライド条項の適用について、賃金水準の変動による契約金額の変動額（以下「スライド額」という。）の算定方法や本市（委託者）及び受託者間における協議の進め方等について、受託者の方向けに整理したものです。

1 適用対象となる契約及び適用条件等

適用対象業務 ※入札・随意契約 どちらも対象	複数年度にわたる業務委託契約のうち、下記の業務 <ul style="list-style-type: none">・ 日常的な清掃業務・ 人的警備業務・ 給食等調理業務・ 施設管理業務・ 廃棄物収集・運搬業務・ その他、労務費が大半を占める業務 ※長期継続契約案件（月額契約）又は債務負担行為設定案件
適用条件	下記①②いずれの条件も満たす案件であること ①入札（見積）時に、あらかじめスライド条項適用対象の契約であることを明記してあること ②履行期間が14か月を超える契約であり、スライド額協議の請求時点で残履行期間が2か月以上あること
適用開始時期	令和8年5月1日以降に入札公告又は指名（見積）通知を行う案件で、履行開始が令和8年7月1日以降であるもの ※既に入札公告等の契約手続き済又は契約締結済の案件は、本制度の適用対象ではありません。

2 請求日及び基準日等

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとします。

請求日	スライド変更の可能性があるため、市又は受託者が契約金額の変更協議（スライド協議）を請求した日（受託者請求の場合、市での書面受領日）とする。
基準日	契約金額の変更起点日をいう。 原則、請求月の1日とするが、契約日が1日でない場合は、翌月1日とする。 ※2回目以降の請求では、契約日を問わず、原則、請求月の1日とする。
残履行期間	基準日以降の履行期間とする。

3 入札公告等における明示方法

スライド条項の対象となる契約は、入札公告・指名通知・見積依頼等（以下「入札公告等」という。）の際に、次の①～④の方法で、入札公告等にスライド条項の適用対象契約であることを明記するとともに、特記仕様書においてスライド額の算出方法等を明示します。

※入札公告等において対象契約である旨の明示がない場合は、本制度の対象となりません。

①入札公告等に「本契約は、複数年度にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約である。」等の文言を記載

②入札公告等に「入札にあたっての注意事項」（別紙1）を添付

③仕様書に「賃金の変動に基づく契約金額の変動に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」（別紙3。以下、「スライド特記仕様書」という。）を添付

※スライド特記仕様書により、スライド額の算出方法やどのような賃金水準を用いて契約変更を行うかを入札（見積）条件として明示します。

④契約書（案）に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」（別紙2。以下「スライド条項」という。）を添付

4 契約締結時の注意点

①契約金額内訳書の提出

受託者は、契約締結にあたり直接人件費の額を記載した「契約金額内訳書」（別紙4）を直ちに市へ提出

※入札（見積）時に「業務委託費等内訳書」など金額の明細を提出している場合は、「契約金額内訳書」の提出を省略できることがありますので、契約担当課へ確認してください。

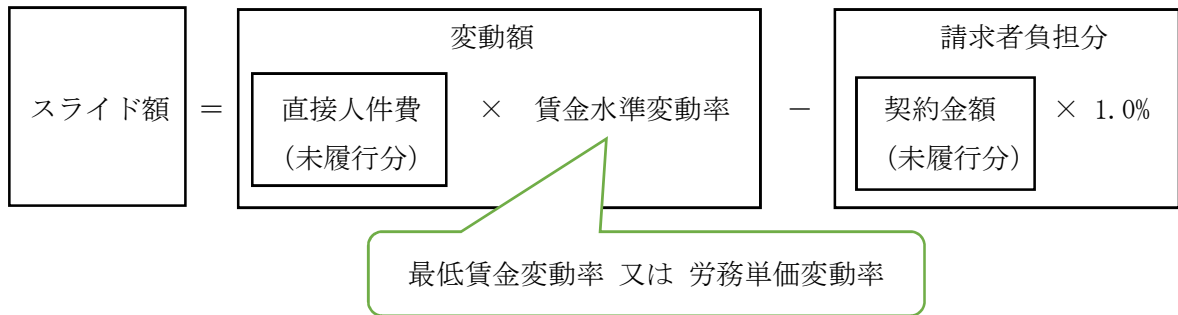
②スライド条項及びスライド特記仕様書の添付

契約書に「スライド条項」（別紙2）及び「スライド特記仕様書」（別紙3）を添付

5 スライド額の算出方法

- ・スライド額の算出方法は、スライド特記仕様書において市が指定する方法です。
- ・スライド条項で用いる賃金水準に一定以上の変動が見られ、履行開始日から12か月経過した日以降を基準日とし、契約締結時に提出した契約金額内訳書において、未履行分の直接人件費に、履行開始時点と基準日時点の賃金水準を比較した賃金水準変動率（最低賃金変動率もしくは労務単価変動率）を乗じて変動額を算出し、この変動額から未履行分の契約金額に「1.0%」を乗じた請求者負担分を差し引いた金額をスライド額とします。
- ・適用する算出方法は、契約案件ごとにスライド特記仕様書において下表のとおり明示し、入札公告等を行った後に変更することはできません。

算出方法	スライド特記仕様書	
	賃金水準	変動額の算出方法
契約締結時に受託者が市へ提出した「契約金額内訳書」に基づく算出	静岡県最低賃金	直接人件費（未履行分） ×最低賃金変動率
	労務単価 （該当労務単価：〇〇）	直接人件費（未履行分） ×労務単価変動率



※スライド額算出にあたっての留意事項

- ・スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記と同様に行い、その場合、基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとします。
- ・端数処理については、以下のとおりとします。
 - ①賃金水準変動率 … 小数点以下第8位を四捨五入
 - ②変動額及び請求者負担分の計算時に生じた1円未満の端数 … 四捨五入
 - ③消費税及び地方消費税の相当額の計算時に生じた1円未満の端数 … 切捨て処理

(例)

- ①賃金水準変動率：0.03864528… ⇒ 0.0386453（小数点以下第8位を四捨五入）
- ②変動額：125,000.4円 ⇒ 125,000円（1円未満を四捨五入）
- ③消費税及び地方消費税相当額：6,520.8円 ⇒ 6,520円（1円未満を切り捨て）

6 スライド額の協議

(1) 事前打ち合わせ【市及び受託者】

契約変更の事務手続きを円滑に進めるため、スライド協議請求可能日の1か月前（履行開始日から11か月経過後）を目途に、市と受託者とで事前打ち合わせを行い、事前に試算したスライド額を確認し、(2)以降の手続きに係る準備を進めてください。

(2) スライド協議の請求【受託者】

スライド協議の請求は、履行開始から12か月（2回目以降は、前回スライド基準日から12か月、以下同じ。）経過後から請求可能ですので、所定の様式（様式1-1）により行ってください。

なお、請求に際しては、残履行期間が基準日から2か月以上あることが必要です。

<スライド協議のスケジュール例> ※残履行期間全てを協議対象とする場合

- ・履行期間：令和8年7月1日～令和11年6月30日（36か月）の例

R8. 7. 1		R9. 7. 1		R10. 7. 1		R11. 6. 30
履行開始	初回請求可能		2回目請求可能		履行終了	
	変更契約①				変更契約②	

(3) 本市からの請求【市】

本市からのスライド協議の請求は、所定の様式（様式1-2）により行います。受託者が内容に異議のない場合は、回答期日（スライド協議開始日から14日後（休日を含む。））までに承認書（様式3）を提出してください。

(4) スライド額の算出【市】

本市において、スライド特記仕様書で明示した算出方法について、スライド額を算出します。

(5) スライド額の協議【市及び受託者】

(4)で算出したスライド額について、本市と受託者で書面（様式2）による協議を行います。

内容に異議のない場合は、回答期日（スライド協議開始日から14日後（休日を含む。）の日）までに、承諾書（様式3）を提出してください。なお回答期日までに承諾をいただけない場合は、スライド条項第1条第3項ただし書きの規定に基づき、本市から受託者に対して、書面（様式4）によりスライド額を通知します。

※スライド額を算出した結果、スライド額が請求者負担分を超えない場合は、「スライド額＝0円」として、様式5により協議を行います。この場合、変更契約は行いません。

次回以降の再スライドについても、上記と同様に取り扱うものとします。

7 変更契約

本市と受託者との協議が整い次第、速やかに変更契約を締結します。

変更契約の際、「労働者への適切な賃金水準の確保について」（別紙5）をお渡ししますので、本制度の趣旨をご理解いただき、労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応していただきますよう、お願いいたします。

8 契約保証金、延滞金及び違約金の取扱い

本制度の適用により契約金額を変更した場合は、次のとおり取り扱うものとします。

(1) 契約保証金

本制度適用により契約金額を変更した場合であっても、増額分を増徴しません。

(2) 延滞金及び違約金

本制度適用により契約金額を変更した場合、変更後の契約金額を基に算出します。